

高松市民間建築物耐震改修等事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、耐震改修等事業を実施する要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物の所有者（以下「所有者」という。）に対し予算の範囲内において高松市民間建築物耐震改修等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、耐震性の高い市街地の形成及び避難路の機能の確保を図り、もって震災に強いまちづくりの推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、次に定めるもののほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

- （1） 耐震改修等事業 耐震診断事業、補強設計事業及び耐震改修又は建替事業をいう。
- （2） 耐震診断事業 要安全確認計画記載建築物について耐震診断を実施する事業をいう。
- （3） 補強設計事業 要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物について補強設計を実施する事業をいう。
- （4） 耐震改修又は建替事業 要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物について耐震改修又は建替えを実施する事業をいう。
- （5） 要緊急安全確認大規模建築物 法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。
- （6） 要安全確認計画記載建築物 法第7条第2号に規定する要安全確認計画記載建築物をいう。
- （7） 避難路 法第5条第1項の規定に基づき香川県が定める耐震改修促進計画に同条第3項第2号の規定により記載された避難路のうち市内に所在するものをいう。
- （8） 住宅等 一戸建て住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を

兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。

(9) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が3以上のものをいう。

(10) 建築物 住宅等を含む建築物をいう。

(11) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本的な方針」という。）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1「建築物の耐震診断の指針」（以下「耐震診断の指針」という。）又は国がこれと同等と認めた方法により、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号に掲げる者（以下「耐震診断資格者」という。）が行う地震に対する建築物等の安全性の評価をいう。

(12) 補強設計 耐震診断の結果に基づく補強工事の設計（建替えを行う場合の建築設計を含む。）をいう。

(13) 耐震改修 基本的な方針別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第2「建築物の耐震改修の指針」（以下「耐震改修の指針」という。）又は国がこれと同等と認めた方法により行う地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事をいう。

(14) 建替え 現に存する建築物を除去し、当該建築物の敷地に原則として同じ用途及び同じ規模以上の建築物を新たに建築することをいう。

(15) 申請者 補助金の申請をしようとする、次のいずれかの者をいう。

ア 所有者（複数の者が共同所有する場合、当該共同所有者全員により合意された代表者又は建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に定める区分所有者の団体の代表者）

イ その他市長がアに掲げる者と同等と認める者

(16) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー

一消費性能基準をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 耐震診断事業 次のアからオまでに掲げる要件を満たす事業であること。

ア 次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当する建築物について行う事業であること。

(ア) 要安全確認計画記載建築物（国又は地方公共団体の所有するものを除く。）

(イ) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物

(ウ) 原則として建築基準法の規定に違反していない建築物（耐震関係規定以外の同法の違反がある建築物であって、その違反の是正が行われることが確実であると認められるものを含む。）

イ 高松市耐震改修促進計画に基づいて行う事業であること。

ウ 当該耐震診断の結果について耐震診断の指針に適合する水準にある旨の既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定委員会（以下「第三者の専門機関」という。）による判定等を受けること。

エ 申請者に課せられた本市の市税のうち、当該補助金の交付申請の日以前に納期（納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。）が到来した税額（納税の猶予又は納期の延長があった場合は、これらに係る期限が当該申請の日の翌日以降に到来するものを除く。）を滞納していないこと。ただし、建物の区分所有等に関する法律に定める区分所有者の団体及び区分所有者は、この限りでない。

オ 他の補助金等の交付を受けていないこと。

(2) 補強設計事業 次のアからキまでに掲げる要件を満たす事業であること。

ア 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する建築物について行う事業であること。

(ア) 要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物（国又は地方公共団体の所有するものを除く。）

(イ) 前号ア(イ)及び(ウ)のいずれにも該当する建築物

イ 前号イ、エ及びオの要件を全て満たす事業であること。

ウ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された建築物に係るものであること。

エ 法に基づく指導又は特定行政庁による任意の勧告を受けたもので、建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていない建築物に係るものであること。

オ 当該補強設計の結果について耐震改修の指針に適合する水準にある旨の第三者の専門機関による判定等を受けること（建替えを除く。）。

カ 建替えにあつては、建替え後の住宅等は、原則として、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存するものであつて、建替え後の建築物は、原則として省エネ基準に適合するものであること。

キ 建替えにあつては、原則として、都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第８８条第１項に規定する住宅等を新築する行為であつて、同条第５項の規定に基づく公表に係るものでないこと。

(３) 耐震改修又は建替事業 次のアからウまでに掲げる要件を満たす事業であること。

ア 前号に規定する要件を満たす事業であること。

イ 建替えにあつては、補強設計の内容に基づいた概算改修工事費が算定され、かつ、その額が妥当であると認められるものであること。

ウ 原則として市内に営業所を設けている事業者が施工する事業であること。

２ 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付を受けた建築物について、再度同一事業に係る補助金の交付を受けることはできない。

(補助金の額)

第４条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額と

する。

- (1) 耐震診断事業 耐震診断（設計図書の復元、第三者の専門機関の判定等を含む。）に要する費用の額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）又は別表第1の規定により算出した補助の対象限度額に設計図書の復元、第三者の専門機関の判定等を受けるために要する費用（157万円を限度とする。）を加えた額のいずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）
- (2) 補強設計事業 補強設計（設計図書の復元、第三者機関の判定等を含む。）に要する費用の額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）、別表第1の規定により算出した補助の対象限度額に設計図書の復元、第三者の専門機関の判定等を受けるために要する費用（157万円を限度とする。）を加えた額又は住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成12年3月24日建設省住街発第29号建設省住宅局長通知）第2の1ハの規定により算定した建築設計費のいずれか少ない額に、6分の5を乗じて得た額（その額が500万円を超えるときは500万円とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）
- (3) 耐震改修又は建替事業 次のア及びイに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額
- ア 要緊急安全確認大規模建築物 耐震改修に係る工事に要する費用（建替えを行う場合にあつては耐震改修に要する費用相当分とする。）の額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）又は別表第2の規定により算出した補助の対象限度額のいずれか少ない額（以下「要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等補助対象額」という。）に、3分の2を乗じて得た額（その額が6,000万円を超えるときは6,000万円とし、その額に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）
- イ 要安全確認計画記載建築物 耐震改修に係る工事に要する費用（建替えを行う場合にあつては耐震改修に要する費用相当分とする。）の額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）又は別表第2の規定により算

出した補助の対象限度額のいずれか少ない額に15分の11を乗じて得た額（その額が6,600万円を超えるときは6,600万円とし、その額に1万円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てる。

（全体設計の承認）

第5条 耐震改修又は建替事業の補助を受けようとする者は、当該耐震改修又は建替事業が複数年度にわたる場合にあっては、初年度の補助金交付申請の前に、全体設計承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、当該耐震改修又は建替事業に係る事業費の総額及び事業完了予定時期等について、市長の承認を受けなければならない。当該事業費の総額を変更する場合も同様とする。

2 市長は、全体設計承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、全体設計承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（事業計画書の提出）

第6条 申請者は、次条第1項から第3項までに規定する申請書の提出に当たっては、あらかじめ事業計画書（様式第3号又は様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者が事業に係る建築物の所有権を有するものでない場合は、事業計画書に、当該事業の実施に関し当該所有権を有する者の同意を得たことを証する書面を添付しなければならない。ただし、建物の区分所有等に関する法律に定める区分所有者は、当該管理組合の規約と事業の実施について決議したことの分かる書類を添付した場合は、この限りでない。

3 市長は、事業計画書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業計画承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 申請者は、補助金の交付を受けて耐震診断事業を実施しようとするときは、前条の規定による事業計画書の承認後、耐震診断に係る契約の締結前に、高松市民間建築物耐震改修等事業（耐震診断事業）補助金交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金の交付を受けて補強設計事業を実施しようとするときは、

前条の規定による事業計画書の承認後、補強設計に係る契約の締結前に、高松市民間建築物耐震改修等事業（補強設計事業）補助金交付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 3 申請者は、補助金の交付を受けて耐震改修又は建替事業に係る工事を実施しようとするときは、前条の規定による事業計画書の承認後、工事に係る契約の締結前に、当該年度に係る部分について高松市民間建築物耐震改修等事業（耐震改修又は建替事業）補助金交付申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 4 第5条第2項の承認を受けて耐震改修又は建替事業に係る工事を実施するときは、前項の申請は、全体設計に係る期間の毎年度に、当該年度の耐震改修等に係る経費について行わなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条第1項から第3項までに規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、高松市民間建築物耐震改修等事業補助金交付決定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合においては、必要な条件を付することができる。

（着手届）

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業に着手したときは、着手の日から10日以内に高松市民間建築物耐震改修等事業着手届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（権利譲渡の禁止）

第10条 申請者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（中間検査の実施等）

第11条 市長は、耐震改修又は建替事業において必要があると認める場合は、工程を指定し、中間検査を実施することができる。この場合において、補助

事業者は、耐震改修又は建替事業に係る工事が当該指定に係る工程に達したときは、高松市民間建築物耐震改修等事業に係る中間検査申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、耐震改修又は建替事業に係る工事が適正に施工されているかどうかについて、速やかに中間検査を行うものとする。

3 市長は、中間検査の結果、耐震改修又は建替事業に係る工事が適正に施工されていないと認めるときは、補助事業者に対し、必要な指示を行うものとする。

4 市長は、前3項の規定による中間検査を行うほか、耐震改修又は建替事業の施工において必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な指示を行い、若しくは報告を求め、又はその職員に当該建築物その他の物件若しくは設計図書等の書類を検査させることができる。

（補助金の経理）

第12条 補助事業者は、補助対象事業の施行及び経費の収支の状況に関する書類、帳簿等を整備し、補助対象事業を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補助対象事業の変更）

第13条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、当該各号に掲げる申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1） 補助金の額に変更が生じる補助対象事業の内容変更をしようとするとき 高松市民間建築物耐震改修等事業補助金変更交付申請書（様式第12号）

（2） 補助金の額に変更を生じない補助対象事業の内容の変更であって、次のいずれかに該当するものをする場合 高松市民間建築物耐震改修等事業内容変更承認申請書（様式第13号）

ア 補助の対象となる部分の面積、配置、構造又は形状の変更

イ 耐震診断資格者の変更

ウ 事業工程の大幅な変更

エ その他申請内容の大幅な変更該当するものとして市長が定めるもの

2 市長は、前項第1号の補助金変更交付申請書又は同項第2号の事業内容変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、高松市民間建築物耐震改修等事業補助金変更交付決定通知書（様式第14号）又は高松市民間建築物耐震改修等事業内容変更承認通知書（様式第15号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助対象事業の中止又は廃止）

第14条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに高松市民間建築物耐震改修等事業中止（廃止）承認申請書（様式第16号）を市長へ提出し、その承認を受けなければならない。

（補助対象事業の完了期日の変更）

第15条 補助事業者は、補助対象事業が補助金交付決定通知に付された完了期日までに完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに高松市民間建築物耐震改修等事業完了期日変更報告書（様式第17号）によって市長へ報告し、その指示を受けなければならない。

（補助対象事業の遂行等）

第16条 補助事業者は、法令の定め、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく市長の処分に従い、補助対象事業を行わなければならない。

2 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従い補助対象事業を遂行していないと認めるときは、補助事業者へこれらに従い補助対象事業を遂行すべきことを命ずることができる。

（完了実績報告）

第17条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに高松市民間建築物耐震改修等事業完了実績報告書（様式第18号）を市長へ提出しなければならない。

（補助金の交付指令等）

第18条 市長は、前条の完了実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い適当と認めたときは、補助金の額を決

定し、高松市民間建築物耐震改修等事業補助金交付指令書（様式第 19 号）により補助事業者へ通知し、補助金を交付するものとする。

（補助金の請求）

第 19 条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、所定の請求書により、補助金の交付を市長へ請求しなければならない

（是正のための措置）

第 20 条 市長は、第 17 条の完了実績報告書の提出があった場合において、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適合させるために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（交付決定の取消し）

第 21 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- （3） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に対し重大な違反をし、かつ、その是正のための市長の指示又は命令に従わないとき。
- （4） その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第 22 条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、高松市民間建築物耐震改修等事業補助金返還命令書（様式第 20 号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（指導及び監督）

第 23 条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業を実施している補助事業者、耐震診断資格者、設計者、耐震改修又は建替工事に係る施工者等（次項において「補助事業者等」という。）に対し、補助対象事業の計画又は施行の状況等に関する報告を求めることができる。

2 市長は、補助事業者等に対し、補助対象事業の適正な執行を確保するために必要な措置を講ずることを命じ、又は必要な助言若しくは勧告をすること

ができる。

(委任)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 25 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の高松市民間建築物耐震改修等事業補助金交付要綱の規定は、平成 26 年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の高松市民間建築物耐震改修等事業補助金交付要綱の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に申請された補助対象事業から適用するものとし、同日前に申請された補助対象事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の高松市民間建築物耐震改修等事業補助金交付要綱の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後に申請のあった補助対象事業から適用するものとし、同日前に申請のあった補助対象事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 10 月 9 日から施行する。
- 2 改正後の高松市民間建築物耐震改修等事業補助金交付要綱の規定は、令和元年 10 月 9 日以後の第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定による交付申請に係る補助金について適用し、同日前の同条第 1 項から第 3 項までの規定による交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式第 1 号から様式第 4 号まで、様式第 6 号から様式第 9 号まで、様式第 12 号から様式第 14 号まで及び様式第 17 号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の高松市民間建築物耐震改修等事業補助金交付要綱の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後の第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定による交付申請に係る補助金について適用し、同日前の同条第 1 項から第 3 項までの規定による交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式第 6 号から様式第 9 号まで及び様式第 12 号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の高松市民間建築物耐震改修等事業補助金交付要綱の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後の第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定による交付申請に係る補助金について適用し、同日前の同条第 1 項から第 3 項までの規定による交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の高松市民間建築物耐震改修等事業補助金交付要綱の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後の第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定による交付申請に係る補助金について適用し、同日前の同条第 1 項から第 3 項までの規定による交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

補 助 の 対 象 限 度 額

補助対象事業の区分	限 度 額
耐震診断事業 補強設計事業	次の床面積の区分による額の合計額 (1) 1,000㎡以下の部分 3,670円／㎡ (2) 1,000㎡を超え2,000㎡以下の部分 1,570円／㎡ (3) 2,000㎡を超える部分 1,050円／㎡

備考 限度額は、補助対象事業に係る建築物の床面積について算出する。

別表第 2（第 4 条関係）

補 助 の 対 象 限 度 額

補助対象事業の区分	限 度 額
要緊急安全確認大規模建築物及び 要安全確認計画記載建築物 (住宅等以外の建築物)の 耐震改修又は建替事業	51,200円／㎡ ただし、耐震診断の結果、倒壊の危険性が高いと判断された場合は56,300円／㎡、免震工法等特殊な工法による場合は83,800円／㎡とする。
要安全確認計画記載建築物 (マンション)の 耐震改修又は建替事業	50,200円／㎡ ただし、耐震診断の結果、倒壊の危険性が高いと判断された場合は55,200円／㎡、免震工法等特殊な工法による場合は83,800円／㎡とする。
要安全確認計画記載建築物 (マンション以外の住宅等)の 耐震改修又は建替事業	34,100円／㎡

備考 限度額は、耐震改修等事業に係る建築物の床面積（建替えにあつては、建替前の建築物の床面積）について算出する。